

「大牟田市消防本部【公式】」Instagram 実施要領

制定 令和4年1月1日

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市消防本部に関する情報発信をソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

大牟田市消防本部に関する情報を、Instagram を活用して発信することで、各種イベントや訓練等の模様を視覚的情報（画像）として広く市民に周知することなど、消防行政への理解を深める契機とし、「市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して暮らせるまち」の実現を図る。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

Instagram

第4 公式アカウント名

「大牟田市消防本部【公式】」

第5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市消防本部総務課において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市消防本部に関する情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1による消防本部各課長の決裁を必要とし、原則として平日の8時30分から17時15分の間に行うものとする。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとする。

「大牟田市消防本部【公式】」Instagram 情報更新伺

起 案	年 月 日		
起 案 者	決 裁 欄		
	担 当	係 長	課 長
決 裁	年 月 日		
更 新 予 定	年 月 日		
更 新 区 分 (該当するものに○)	新規 ・ 変更 ・ 削除		
公 開 件 名			
更 新 内 容			
その他公開データ	有 ・ 無		
	有の場合（該当するものに○） 動画 ・ 画像 ・ その他（ ） ※その他公開データは、必要に応じて印刷し本様式に添付すること。		